

陳 情 文 書 表

受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名	陳情第216号（8. 8. 21） 新型コロナワクチン接種記録及び死亡情報の管理並びに国の予防接種データベースへの情報提供について、市民への説明を求める陳情
陳 情 の 要 旨	1. 新型コロナワクチンの特例臨時接種に係る接種記録について、神戸市がどの情報をどのように保存・管理してきたのか確認し、説明すること。また、国への提供状況を明らかにすること。 2. 神戸市において死亡日及び死因を含む死亡情報をどの部署又は事務が取扱い、どの原資料又は情報システムから取得することとなっているのかを確認し、説明すること。また、当該死亡情報と予防接種に関する情報との連結又は対応付けが、市側又は国側のどの段階でどのような仕組み及び識別子によって行われるのか、市から国へ提供する情報には何が含まれるのか説明すること。 特に、令和3年2月から令和5年3月31日までに死亡した者の死亡原因を含む情報がいずれのデータベースに収載され、どのような識別子・方法により接種記録と連結されることとなっているのか、国から示されている通知等に基づいて確認すること。 また死亡原因を取得・連結できない期間がある場合には、その期間と理由、神戸市が保有し、又は国へ提供する情報によって、当該期間の死亡日、死亡原因等のうち、どの範囲の情報が国の検証に利用可能とされるかを、国から示されている通知等に基づいて説明すること。市において確認できない事項がある場合には、その事項及び確認できない理由についても明らかにすること。 3. 新型コロナワクチン接種後に死亡した者に係る個人単位のデータ一覧について、氏名、住所等を求めない公文書公開請求に対し、死亡日、死亡月、出生日を非公開とした事例がある。この決定について、死亡日だけでなく死亡月についても、どのような項目との組合せにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得ると判断したのか、その具体的な理由及び判断過程を説明すること。 また死亡日又は死亡月をそのまま公開できない場合でも、個人識別性を十分に低減した形で情報を公開又は提供できないか、情報公開担当部局その他関係部局と確認すること。さらに個人単位の死亡日を公開できない場合、特定の個人を識別できない統計情報として市が作成し、公表又は情報提供する余地についても説明すること。 4. 国への調査研究目的の情報提供と、市民への情報公開又は情報提供について、それぞれ適用される法令、目的及び取扱いの違いを整理し、神戸市として何が可能で何が制限されるのかを、市民に分かりやすく説明すること。 なお、1又は2について、国への情報提供がまだ開始されていない場合には、提供開始の予定時期、現在の準備状況、対象となる情報、国から示されている通知・仕様及び未実施の理由を説明すること。
陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市北区 川上 聡子
送 付 委 員 会	福祉環境委員会

令和 8 年 8 月 18 日

神戸市会議長 殿

神戸市北区

川上聡子



新型コロナワクチン接種記録及び死亡情報の管理並びに
国の予防接種データベースへの情報提供について、市民への説明を求める陳情

【陳情の趣旨】

新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害救済制度では、令和 8 年 8 月 7 日現在、死亡一時金または葬祭料の認定件数が 1,078 件に達しています。

健康被害救済制度は、厳密な医学的因果関係を必要とせず、接種後に生じた健康被害について国が審査を行い、予防接種によるものと認定した場合に救済を行う制度です。したがって、この 1,078 件という数字のみをもって、すべての死亡についてワクチンとの医学的因果関係が確定したというものではありません。厚生労働省も、副反応疑い報告制度と健康被害救済制度では因果関係についての考え方が異なることを説明しています。

しかし一方で、1,000 件を超える死亡に係る公的な認定が存在することは、接種後の死亡を含む健康影響について、客観的かつ継続的に検証できる情報基盤が必要であることを考える上で、極めて重要な事実であると考えます。

令和 8 年 6 月からは、国において予防接種等関連情報データベース(予防接種 DB)の運用が開始されています。

また、厚生労働省は、各自治体が VRS から取り出して電磁的記録として保存している新型コロナワクチンの特例臨時接種記録について、自治体から提供を受け匿名化された情報として予防接種 DB に格納し、必要な調査研究に活用する仕組みを整備しています。

さらに、現行の予防接種制度では、予防接種の有効性・安全性に関する調査研究のため、接種情報のみならず、死亡した者に関する情報も取り扱う仕組みが整備されています。

また、厚生労働省の通知では、死亡原因等を含む「死亡した者に関する情報」は令和 8 年 6 月以降の死亡者について提供するものとされている一方、NDB に収載される死亡情報は令和 5 年度分以降とされています。このため、新型コロナワクチンの接種が開始された令和 3 年 2 月から令和 5 年 3 月 31 日までに死亡した者について、死亡原因を網羅的に取得し、接種記録と連結する経路が、公開されている資料からは明らかではありません。

このように、国において接種記録と死亡情報を用いた安全性等の検証基盤が段階的に整備される中、その基礎となる情報を地方公共団体がどのように保存・管理し、どのような仕組みで国へ提供するのは、市民にとっても重要な事項であると考えます。

本陳情は、神戸市に独自の医学的安全性評価を行うことを求めるものではありません。

また、特定の個人を識別する情報の公開を求めるものでもありません。私が確認を求めたいのは、神戸市が新型コロナワクチンに関する接種記録及び死亡情報をどのように保有・管理してきたのか、国の予防接種 DB 等へどのように提供することとなっているのか、そして市民への情報公開・情報提供についてどのような法的判断を行っているのかという、行政自身の情報管理と説明責任に関する事項です。

私はこれまで神戸市に対し、接種記録と死亡日との対応関係が分かる情報について、個人を直接特定する氏名、住所等を求めることなく、開示又は情報提供を求めてきました。また、同様の公文書公開請求に対し、接種日、性別、年齢、ロット番号等の一部は公開されたものの、死亡日、死亡月及び「住民となった異動日のうち出生日」については、神戸市情報公開条例第 10 条第 1 号アに該当するとして非公開とされた事例があります。そのため、接種から死亡までの時間的関係を検証できる情報は提供されていません。

行政が保有する情報について、個人情報保護その他の法令により開示できないものがあることは当然理解しています。

その一方で、国の制度では、自治体が保存する接種記録及び死亡情報を安全性等の調査研究に用いるための法的枠組みが設けられ、段階的な運用が開始されています。

そうであるならば、神戸市がどの情報を保有し、どのような法的根拠と方法により国へ提供することとされているのか。また、市民に対しては、なぜ氏名、住所等の個人を直接特定する情報を除いた場合であっても、接種記録と死亡日の対応関係を示す情報を提供できないと判断しているのか。この二つについて、その法的根拠と判断過程を明確にすることには、十分な公共的意義があると考えます。

国への情報提供と市民への情報公開は、目的や適用される法令が異なるものであり、国へ提供できる情報が当然に市民にも開示できるという趣旨ではありません。だからこそ、それぞれについて何ができ、何ができないのか、その違いと根拠を具体的に市民へ説明していただく必要があると考えます。

新型コロナワクチンについて安全であるとの結論であれ、さらなる検証を必要とするとの結論であれ、市民にとって重要なのは、特定の立場や結論を前提とすることではなく、検証可能な事実に基づいて判断できることです。以上の理由から、神戸市会に対し、神戸市当局へ次の事項を確認し、市民に説明するよう求めることを陳情します。なお、陳情事項 1 又は 2 に係る国への情報提供がまだ開始されていない場合には、提供開始の予定時期、現在の準備状況、対象となる情報、国から示されている通知・仕様及び未実施の理由を説明してください。

【陳情事項】

1. 新型コロナワクチンの特例臨時接種に係る接種記録について、神戸市がこれまでどの情報を、どのシステム又は電磁的記録により、どのように保存・管理してきたのかを確認し、市民に説明してください。特

に、厚生労働省が、自治体に保存されている VRS 由来の特例臨時接種記録について、予防接種 DB へ適切に格納できるよう引き続き適切に保存することを求めていることを踏まえ、神戸市における当該記録の保存・管理状況及び国への提供状況を明らかにしてください。

2. 予防接種の有効性・安全性に関する国の調査研究において死亡情報が用いられる制度となっていることを踏まえ、神戸市において、死亡日及び死因を含む死亡情報をどの部署又は事務が取り扱い、どの原資料又は情報システムから取得することとなっているのかを確認し、市民に説明してください。また、当該死亡情報と予防接種に関する情報との連結又は対応付けが、神戸市側又は国側のどの段階で、どのような仕組み及び識別子によって行われるのか、神戸市から国へ提供する情報には何が含まれるのかについても説明してください。

特に、特例臨時接種期間中及びその後の安全性を検証する上で、令和 3 年 2 月から令和 5 年 3 月 31 日までに死亡した者の死亡原因を含む情報が、予防接種 DB、NDB その他の公的データベースのいずれに収載され、どのような識別子及び方法により接種記録と連結されることとなっているのかを、国から神戸市に示されている通知、仕様その他の資料に基づいて確認してください。

また、死亡原因を取得又は連結できない期間がある場合には、その期間及び理由並びに、神戸市が保有し、又は国へ提供する情報によって、当該期間の死亡日、死亡原因等のうち、どの範囲の情報が国の検証に利用可能とされ、どの範囲が利用対象とならないのかを、国から神戸市に示されている通知、仕様その他の資料に基づいて説明してください。神戸市において確認できない事項がある場合には、その事項及び確認できない理由についても明らかにしてください。

3. 新型コロナワクチン接種後に死亡した者に係る個人単位のデータ一覧について、氏名及び住所等を求めない公文書公開請求に対し、神戸市が、死亡日、死亡月及び住民となった異動日のうち出生日を、神戸市情報公開条例第 10 条第 1 号アに該当するとして非公開とした事例があります。

この決定について、死亡日だけでなく死亡月についても、どのような項目との組合せにより特定の個人が識別され、若しくは識別され得ると判断したのか、その具体的な理由及び判断過程を説明してください。

また、死亡日又は死亡月をそのまま公開できない場合であっても、接種日を非公開又は一般化した上で、死亡日そのものに代えて接種から死亡までの経過日数として提供する方法、年齢を年齢階級にする方法、接種日その他再識別につながり得る項目を一般化若しくは除外する方法などにより、個人識別性を十分に低減した形で情報を公開又は提供できないかを、情報公開担当部局その他関係部局と確認してください。さらに、個人単位の死亡日を公開できない場合には、接種日から死亡日までの経過日数を一定の区分ごとに集計するなど、特定の個人を識別できない統計情報として市が作成し、公表又は情報提供する余地についても説明してください。

4. 国への調査研究目的の情報提供と、市民への情報公開又は情報提供について、それぞれ適用される法令、目的及び取扱いの違いを整理し、神戸市として何が可能で何が制限されるのかを、市民に分かりやすく説明してください。